

現行（平成 29 年 6 月 29 日）	改訂案（平成 30 年 7 月 27 日）	備考
<p style="text-align: center;"><b>胆振総合振興局河川減災対策協議会規約</b></p> <p>（名 称） 第 1 条 本会は、胆振総合振興局 河川減災対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>（目 的） 第 2 条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、厚真川水系外 29 水系（別表 1 に掲げる水系）における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p> <p>（協議会の実施事項） 第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 （1）洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 （2）円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。 （3）地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。 （4）その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</p> <p>（組 織） 第 4 条 協議会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。 （1）胆振総合振興局 （2）室蘭開発建設部 （3）室蘭地方气象台 （4）北海道警察本部 （5）関係警察署 （6）関係市町村 （7）関係消防本部 2 協議会に幹事会を置く。</p>	<p style="text-align: center;"><b>胆振総合振興局河川減災対策協議会規約（案）</b></p> <p>（設 置） 第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として、「胆振総合振興局 河川減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する</p> <p>（目 的） 第 2 条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、別表 1 に掲げる 27 水系における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、国、道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p> <p>（協議会の対象河川） 第 3 条 この協議会は、胆振総合振興局管内河川のうち別表 1 に掲げる水系における二級河川を対象とする。</p> <p>（協議会の実施事項） 第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 （1）洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 （2）円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。 （3）地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。 （4）その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</p> <p>（組 織） 第 5 条 協議会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。 （1）胆振総合振興局 （2）室蘭開発建設部 （3）室蘭地方气象台 （4）北海道警察本部 （5）関係警察署 （6）関係市町村 （7）関係消防本部 2 協議会に幹事会を置く。</p>	<p>※備考に記載のない条文改訂はすべて（国水政第13号、国水河計第13号、国水環第20号、国水治第26号、国水防第52号 平成29年6月19日 水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について）の協議会規約の記載例に基づく改訂である。</p> <p>厚真町が「鶴川・沙流川減災対策協議会」へ参画することに伴う水系数の変更</p>

<p>(役員)</p> <p>第5条 協議会には、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 胆振総合振興局長</p> <p>(2) 幹事長 1名 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 事業室 治水課長</p> <p>(会長)</p> <p>第6条 会長は協議会を代表し会務を統轄する。</p> <p>(協議会の構成)</p> <p>第7条 協議会は別表2に掲げる職にある者をもってあてる。</p> <p>2 協議会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。</p> <p>(幹事長)</p> <p>第8条 幹事長は、会長の下にあつて幹事会を運営し、会務を処理する。</p> <p>(幹事及び幹事会)</p> <p>第9条 幹事は別表3に掲げる職にある者をもってあてる。</p> <p>2 幹事会は必要に応じ開催し、協議会の目的達成のための事業を推進する。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第10条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会に報告することにより公開とみなす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第11条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第12条 協議会及び幹事会の事務局は、胆振総合振興局室蘭建設管理部維持管理課に置く。</p> <p>(雑則)</p> <p>第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は協議会が決定する。</p> <p>(附則)</p> <p>この規約は、平成29年6月29日から施行する。</p>	<p>(役員)</p> <p>第6条 協議会には、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 胆振総合振興局長</p> <p>(2) 幹事長 1名 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 事業室 治水課長</p> <p>(会長)</p> <p>第7条 会長は協議会を代表し会務を統轄する。</p> <p>(協議会の構成)</p> <p>第8条 協議会は別表2に掲げる職にある者をもってあてる。</p> <p>2 協議会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。</p> <p>(幹事長)</p> <p>第9条 幹事長は、会長の下にあつて幹事会を運営し、会務を処理する。</p> <p>(幹事及び幹事会)</p> <p>第10条 幹事は別表3に掲げる職にある者をもってあてる。</p> <p>2 幹事会は必要に応じ開催し、協議会の目的達成のための事業を推進する。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第11条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会に報告することにより公開とみなす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第12条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第13条 協議会及び幹事会の事務局は、胆振総合振興局室蘭建設管理部維持管理課に置く。</p> <p>(雑則)</p> <p>第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は協議会が決定する。</p> <p>(附則)</p> <p>この規約は、平成29年6月29日から施行する。</p> <p>平成30年7月27日一部改訂(案)</p>	<p>※改訂年月日に修正</p>
---	--	------------------

別表1 胆振総合振興局 河川減災対策協議会 水系一覧表

水系名	関係市町村
入鹿別川	厚真町・むかわ町
厚真川	厚真町
安平川	安平町・苫小牧市・千歳市
幌内川	苫小牧市
苫小牧川	苫小牧市
錦多峰川	苫小牧市
尻別川	伊達市
気仙川	伊達市
シャミチセ川	伊達市
気門別川	伊達市
長流川	伊達市・壮瞥町・洞爺湖町
板谷川	洞爺湖町
ベソベ川	豊浦町
貫気別川	豊浦町・洞爺湖町
小銚岸川	豊浦町
礼文華川	豊浦町
別々川	白老町
社台川	白老町
白老川	白老町
フシコベツ川	白老町
敷生川	白老町
ポニアヨロ川	白老町・登別市
登別川	登別市
岡志別川	登別市
胆振幌別川	登別市
富岸川	登別市
鷺別川	登別市・室蘭市
知利別川	室蘭市
チマイベツ川	室蘭市・伊達市

別表1 胆振総合振興局 河川減災対策協議会 水系一覧表

水系名	関係市町村
<del>入鹿別川</del>	<del>厚真町・むかわ町</del>
<del>厚真川</del>	<del>厚真町</del>
安平川	安平町・苫小牧市（・千歳市）
幌内川	苫小牧市
苫小牧川	苫小牧市
錦多峰川	苫小牧市
尻別川	伊達市
気仙川	伊達市
シャミチセ川	伊達市
気門別川	伊達市
長流川	伊達市・壮瞥町・洞爺湖町
板谷川	洞爺湖町
ベソベ川	豊浦町
貫気別川	豊浦町・洞爺湖町
小銚岸川	豊浦町
礼文華川	豊浦町
別々川	白老町
社台川	白老町
白老川	白老町
フシコベツ川	白老町
敷生川	白老町
ポニアヨロ川	白老町・登別市
登別川	登別市
岡志別川	登別市
胆振幌別川	登別市
富岸川	登別市
鷺別川	登別市・室蘭市
知利別川	室蘭市
チマイベツ川	室蘭市・伊達市

厚真町が「鶴川・沙流川減災対策協議会」へ参画することに伴い削除

別表2 胆振総合振興局 河川減災対策協議会 構成員一覧表

関係機関	構成員
胆振総合振興局	局長〔会長〕
〃	副局長（建設管理部担当）
室蘭開発建設部	部長
室蘭地方気象台	台長
北海道警察本部	警備部長
室蘭警察署	署長
伊達警察署	署長
苫小牧警察署	署長
厚真町	町長
安平町	町長
苫小牧市	市長
白老町	町長
登別市	市長
室蘭市	市長
伊達市	市長
壮瞥町	町長
洞爺湖町	町長
豊浦町	町長
室蘭市消防本部	消防長
登別市消防本部	消防長
苫小牧市消防本部	消防長
白老町消防本部	消防長
西胆振行政事務組合消防本部	消防長
胆振東部消防組合消防本部	消防長

別表2 胆振総合振興局 河川減災対策協議会 構成員一覧表

関係機関	構成員
胆振総合振興局	局長〔会長〕
〃	副局長（建設管理部担当）
室蘭開発建設部	部長
室蘭地方気象台	台長
北海道警察本部	警備部長
室蘭警察署	署長
伊達警察署	署長
苫小牧警察署	署長
<del>厚真町</del>	<del>町長</del>
安平町	町長
苫小牧市	市長
白老町	町長
登別市	市長
室蘭市	市長
伊達市	市長
壮瞥町	町長
洞爺湖町	町長
豊浦町	町長
室蘭市消防本部	消防長
登別市消防本部	消防長
苫小牧市消防本部	消防長
白老町消防本部	消防長
西胆振行政事務組合消防本部	消防長
胆振東部消防組合消防本部	消防長

厚真町が「鶴川・沙流川減災対策協議会」  
へ参画することに伴い削除

別表3 胆振総合振興局 河川減災対策協議会 幹事一覧表

関係機関	幹事
胆振総合振興局	地域創生部 地域政策課主幹 室蘭建設管理部 維持管理課長、地域調整課長、 治水課長
室蘭開発建設部	治水課長、防災対策官
室蘭地方気象台	防災管理官
北海道警察本部	警備課長
室蘭警察署	警備課長
伊達警察署	警備課長
苫小牧警察署	警備課長
厚真町	総務課長
安平町	総務課長
苫小牧市	市民生活部 危機管理室主幹
白老町	総務課 危機管理室長
登別市	総務部 総務G 防災主幹
室蘭市	総務部 防災対策課長
伊達市	総務課 危機管理室長
壮瞥町	総務課長
洞爺湖町	総務部 企画防災課 企画防災課長
豊浦町	総務課長
室蘭市消防本部	警防課 主幹
登別市消防本部	警防課長
苫小牧市消防本部	警備課長
白老町消防本部	消防課長
西胆振行政事務組合消防本部	消防課長
胆振東部消防組合消防本部	消防署長

別表3 胆振総合振興局 河川減災対策協議会 幹事一覧表

関係機関	幹事
胆振総合振興局	地域創生部 地域政策課主幹 室蘭建設管理部 維持管理課長、地域調整課長、 治水課長
室蘭開発建設部	治水課長、防災対策官
室蘭地方気象台	防災管理官
北海道警察本部	警備課長
室蘭警察署	警備課長
伊達警察署	警備課長
苫小牧警察署	警備課長
<del>厚真町</del>	<del>総務課長</del>
安平町	総務課長
苫小牧市	市民生活部 危機管理室主幹
白老町	総務課 危機管理室長
登別市	総務部 総務G 防災主幹
室蘭市	総務部 防災対策課長
伊達市	総務課 危機管理室長
壮瞥町	総務課長
洞爺湖町	総務部 企画防災課 企画防災課長
豊浦町	総務課 参事
室蘭市消防本部	警防課 主幹
登別市消防本部	警防課長
苫小牧市消防本部	警防課長
白老町消防本部	消防課長
西胆振行政事務組合消防本部	消防課長
胆振東部消防組合消防本部	消防署長

厚真町が「鶴川・沙流川減災対策協議会」  
へ参画することに伴い削除

字句の訂正